市有財産の一般競争入札案内書

この入札案内書は、市有財産の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は以下の事項を了解のうえ、入札書を提出されるようお願いします。

１　一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 地積 | 最低売却価格 |
| Ｒ７浜北１ | かほく市浜北ニ１２番８ | 雑種地 | ㎡713 | 坪215.68 | 6,445,000円 |

（位置・形状等については 別添地図を参照）　　１坪＝3.30579㎡

※｢予定価格｣とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とします。

有効な入札のうち、最高価格である入札者を落札者として決定します。

２　入札参加者の資格に関する事項

入札には、個人、法人を問わずどなたでも参加いただけます。

ただし、次の項目に該当する方は、この入札に参加することはできません。

（１）成年被後見人、被保佐人又は被補助人及び破産者で復権を得ない者

（２）かほく市暴力団排除条例（平成24年かほく市条例第2号。以下「条例」とい

う。）第2条第1号に規定する暴力団(以下｢暴力団｣という。)又は以下に該当す　る者

①役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合には　　その役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害　を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（３）過去3年間に以下の事項に該当する者

①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥前各号のいずれかの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

３　入札参加申込

（１）受付期間

令和７年１０月６日（月）から令和７年１０月１７日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から午後５時まで

（２）受付場所

かほく市宇野気ニ８１番地

かほく市総務部管財課（かほく市役所北ﾌﾛｱ2階 ℡076-283-1113）

（３）申込方法

窓口持参又は郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法・１０月１７日必着）

（４）申込みに必要な書類

　　　①市有財産一般競争入札参加申込書（様式１）

②誓約書（様式２）

③役員等一覧（様式３）※法人の場合

④土地利用計画書（様式４）

⑤入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式５）

 　　　・入札参加申し込みの際に、希望する入札保証金額をご提示ください。

⑥添付書類

 　　　・個人の場合

住民票の写し（本籍・ 世帯主との続柄・ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、印鑑登録証明書・・・各１通（発行後３ヵ月以内のもの）

 　　　・法人の場合

登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）、印鑑証明書・・・各１通

　　（発行後３ヵ月以内のもの）

＊共有名義で申し込む場合は、共有者全員の住民票の写し、印鑑登録証明書が必要となります。

＊印鑑登録証明書等の提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

⑦国税・都道府県市の滞納が無い旨の証明

（５）入札保証金

・予定価格（契約金額）の１００分の１０以上

※入札保証金が入札価格の１００分の１０（１円未満切り上げ）に満たない額の入札は無効になりますので、それを見越したうえで、次の例のように必要な金額以上を納付するようにしてください。

※入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、指定された口座に振り込みますので、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式５）を入札当日に受付へ提出してください。

なお、請求書の口座名義は、必ず申込者本人のものとします。

（共有名義の場合は、代表者のものとします。）

【 例 】　・入札しようとする金額が 10,000,000 円であれば

 10,000,000 円 × 10/100 ＝1,000,000 円 以上

（入札保証金の額）

※入札保証金の額は、入札しようとする金額の 100 分の10以上の額であれば、必ずしも 100 分の10ちょうどの額にする必要はありません。

４　市から書類送付

入札参加資格審査確認後、市から次の書類をお送りします。

（１）入札書（様式６）

（２）入札保証金納付書（様式７５・７７）

５　入札書の作成について

所定の入札書（様式６）を使用し、記載にあたり、次の点に注意してください。

ア　入札書には「住所（所在地）、氏名（名称及び代表者氏名）」を記載すること。

イ　入札書は、ボールペンなど、容易に消すことのできないもので記載してください。

ウ　入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には￥（円記号）を記入してください。

エ　記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書しなければなりません。

ただし、入札書の金額を加除訂正することはできません。また、提出（郵送）後の入札書及びその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

６　入札

（１）入札書提出期間

令和７年１０月２０日（月）から令和７年１０月２４日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日除く毎日午前９時から午後５時まで

（２）入札書提出方法

窓口に持参又は郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法）

※郵送の場合は、１０月２３日必着

（３）開札日時

令和７年１０月２７日（月）１０時 ※立ち合いは不要です。

（４）入札に必要な書類

ア 入札書（様式６）

イ 入札保証金の領収書の写し

（５）入札に当たっての留意事項

ア　入札書は指定された日時までに、かほく市役所管財課へ提出してください。

イ　入札書の日付記入欄については、実際に入札書を作成した日付を記載してください。

ウ　入札書については、窓口に持参又は郵送することにより提出してください。

郵送する場合は、封筒の表面に「入札書在中」の旨を表示するとともに、必要な事項を記入の上、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法により入札書受付期間内に到達するよう郵送してください。また、窓口に持参することにより提出する場合、封筒の表面に「入札書在中」の旨を表示するとともに、必要な事項を記入し、入札書受付期間内に窓口に持参してください。

入札書受付期間までに到着しない場合は、不参加とみなします。

エ　入札保証金は、入札金額の100 分の10以上（円未満切上げ）の金額とし、かほく市が指定する方法により事前に納付してください。

オ　入札保証金は、入札終了後、入札者が指定する金融機関の口座へ振り込む方法で還付します。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当します。なお、入札保証金には利息を付しません。

また、還付には４週間程度かかります。

カ 入札参加を辞退する場合は、事前に連絡の上、開札日時までに辞退届を提出してください。

６　入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

①入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者を含む。）の入札

②指定した期日までに入札保証金を納付していない場合

③入札価格が最低売却価格に達していない入札

④入札書を２通以上提出した場合のその全部の入札

⑤入札書の金額が訂正されているもの（訂正印の押印があっても無効となります。）

⑥入札書の金額及び氏名を確認しがたいもの

⑦入札書に記名押印がないもの

⑧入札書がボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で書かれているもの

⑨前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反した入札

７　落札者の決定

（１）開札の結果、最低売却価格以上の最高価格の入札者を落札者と決定します。

（２）同一の最高価格が２者以上から提出された場合は、くじ引きにより落札者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。また、くじ引きは入札事務に関係のない職員が引くことになります。

（３）再度入札は行いません。

８　契約の締結

落札された方は、落札決定の日から起算して５日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に契約を締結しなければなりません。

上記期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することになります。

９　売買代金の支払方法

落札者は、契約締結の際、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付していただきますが、この時、先に納付済みの入札保証金は、契約保証金の一部に充当する取扱いをします。

また、売買代金と契約保証金の差額については、契約締結の後、市が発行する納入通知書により30日以内に納付していただきます。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は市に帰属することになります。

10　所有権の移転及び費用負担

（１） 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとします。

（２） 所有権の移転登記はかほく市が行い、所有権の移転後１４日以内に物件を現況のまま引き渡します。

（３） 売買契約書（市保管用のもの一部）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。（ただし、仲介手数料はかかりません。）

11　その他注意事項

入札の物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意下さい。

(1) 「落札者は契約締結の日から5年間(以下「指定期間」という。)、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない」こと。

(2) 「指定期間中、かほく市暴力団排除条例（平成24年かほく市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない」こと。

(3) 「市は、禁止用途に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は落札者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。また、落札者は、正当な理由なく、市が必要に応じて行う実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない」こと。

(4) 「落札者は、上記(1)から(3)までの条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなくてはならない」こと。

12　物件に関する事項

当該地は、次の条件で売払いいたします。

・当該地は、現状のまま買受者へ引渡しとなります。したがって、残存物（アスファルト舗装、排水構造物、パイプガード柵等）を含むものとします。

・最低売却価格は、残存物の撤去処分費用を控除したものとなっております。

・残存物の撤去、処分は、買受者が行うこと。

　また、残存物を撤去する場合は、直ちに書面をもってかほく市に通知すること。

・物件調書は申請者が物件の概要を把握するための参考資料です。当該物件を単独利用するものとして記載しているなど、実際のご利用にあたり、必要となる事項が全て網羅されているものではありません。必ずご自身において現地の状況及びご利用の計画によって必要となる諸規制等についての調査・確認を行ってください。

・現地確認の目的で物件の敷地内に立ち入ることは差し支えありませんが、近隣の迷惑とならないようご留意ください。

・物件は現状有姿の引渡しとなりますのでご了承願います。現況と市の示した物件情報が相違する場合には現況が優先します。

・市において引渡し後の土地利用における整備や調整は一切行いません。また、土地利用において隣接土地所有者や地域住民等との間で調整等が必要となった場合は、すべて落札者において行ってください。

・落札物件の活用にあたっては、都市計画法、建築基準法及び石川県、かほく市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

・電気、通信設備、上下水道設備等の設置に関する手続き及び費用は購入者負担となります。

・地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査については行っておりません。

・売買契約締結後、市は売買物件について地中埋設物及び土壌汚染その他一切の責任を負いません。

・落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足、地中埋設物、土壌汚染その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

・売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

・落札者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときはその損害を賠償しなければなりません。

・現在、浜北区のごみ集積場が設置されています。ごみ集積場の維持管理等については、浜北区と十分協議を行ってください。

・ごみ集積場分の分筆登記を行って下さい。

・本件において工事等を行うにあたり、浜北区及び近隣住民に対し、丁寧な対応を心がけ、工事着手前に工事説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び建築物を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、買受人の責任において対応してください。

・売却物件の使用に関わる法令等の諸規制においても、申請者において事前に各関係機関にお問合せのうえ、十分な確認をお願いします。

・この入札案内書に定めのない事項については、かほく市財務規則（平成１６年かほく市規則第２９号）その他関係法令等の定めるところによります。

13　売払い結果の公表

今回の売却結果については、次の内容について公表することがあります。なお、入札参加者は、このことを了承した上で参加されているものとみなします。

　　　・当該入札物件の所在地、地目、地積

　　　・売却の相手方の個人・法人の別（具体名は公表しません。）

　　　・売却の金額

14　落札に至らない物件の取扱い

入札により落札に至らない物件については、市が定めた最低売却価格以上の金額で、随時売却することがあります。

問い合わせ先

　　　　　　　　　〒９２９－１１９５　　石川県かほく市宇野気ニ８１番地

かほく市総務部管財課　　℡ ０７６－２８３－１１１３

（様式１）

市有財産一般競争入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

かほく市長　油野　和一郎　様

申込者　住　　所

（所在地）

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（名称及び代表者名）

電話番号

担当者

（注）法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地

並びに代表者の氏名を記載すること。

かほく市が売却する下記物件を買受けたいので、当該物件に係る市有財産の一般競争入札に参加を申込みます。

（添付書類）

１　住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）

※発行から３か月以内のもの

２　印鑑証明書　※発行から３か月以内のもの

３　誓約書（様式２）

４　役員等名簿（様式３）（法人の場合）

５　土地利用計画書（様式４）

　　６　定款（写）（法人の場合）

　　７　納税証明書

　　　　・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明書

　　　　・納税証明書（県税全般、法人市民税）

記

○一般競争入札に参加申込みする物件

物件番号　　Ｒ７浜北１

所在地　　かほく市浜北ニ１２番８

地目　　雑種地

地積　　７１３㎡

（様式２）

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

かほく市長　油野　和一郎　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

（所在地）

（ふりがな）

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（名称及び代表者名）

一般競争入札参加申込みにあたって、以下の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、購入資格又は入札参加申込資格の確認のため、貴市が石川県警察本部に照会する場合について承諾します。

記

１　地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札

に参加させることができない者及び同条第２項各号に掲げる者(その者を代理人、支配人その他

の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)のいずれにも該当しません。

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」とい

う。）第２条第６号に規定する暴力団員又は次に掲げるいずれにも該当しません。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは

常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員及び暴力団（法第２

条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員と密接な関係を有する者（以

下「暴力団関係者」という。）である者

(2)暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的ある

いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

※共同で申請（申込み）する場合は、申請（申込み）人ごとに提出してください。

（様式３）

役　員　等　一　覧

法人所在地

法人名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | （ふりがな）氏　　　名 | 性別 | 生年月日 | 住　所 |
|  |  | 男・女 | 明治・大正昭和・平成年　　月　　日 |  |
|  |  | 男・女 | 明治・大正昭和・平成年　　月　　日 |  |
|  |  | 男・女 | 明治・大正昭和・平成年　　月　　日 |  |
|  |  | 男・女 | 明治・大正昭和・平成年　　月　　日 |  |
|  |  | 男・女 | 明治・大正昭和・平成年　　月　　日 |  |
|  |  | 男・女 | 明治・大正昭和・平成年　　月　　日 |  |
|  |  | 男・女 | 明治・大正昭和・平成年　　月　　日 |  |

※　法人が申請（申込み）する場合は、現在事項全部証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは営業所を代表する役員以外の者を記載願います。

※　収集した個人情報については、お申し込みがあった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、購入申込み資格確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

土地利用計画書

令和　　年　　月　　日

　（宛先）かほく市長

　　　　　　　　　　　　　　　　申込者（代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　（共有名義で申し込まれる場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

市有地売払一般競争入札について、土地利用計画書を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　土地の表示 | 物件番号 | 　R7浜北１ |
| 所在地 | 　かほく市浜北ニ１２番８ |
| 面積 | 　７１３㎡ |
| ２　土地利用目的 |  |
| ３　事業内容 | （建築物を建築する場合は、その用途及び建築予定時期を記載してください。） |

市有財産売買契約書

売払人 かほく市（以下「甲」という。）と買受人 〔※落札者〕（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条 売買物件は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 地目 | 数量 | 摘要 |
| かほく市浜北ニ１２番８ | 雑種地 | ７１３㎡ |  |

（売買代金）

第３条 売買代金は、金 〔※落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第４条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 〔※売買代金の10/100以上〕 円を甲に納付しなければならない。

２ 入札保証金は前項の契約保証金に充当するものとする。

３ 第１項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

４ 第１項の契約保証金には利息を付さない。

５ 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

６ 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金を市に帰属させることができる。

（売買代金の支払い）

第５条 乙は、売買代金のうち前条第１項に定める契約保証金を除いた金〔※落札金額から契約保証金を差し引いた額〕円を、甲の発行する納入通知書により、令和　年　月　日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第６条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託請求書等）

第７条 乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書又は印紙を添付した登記嘱託請求書を甲に提出し、甲は、売買物件の所有権が乙に移転した後、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第８条 甲は、第６条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した日から１４日以内に売買物件を現状のまま引き渡す。

（危険負担）

第９条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他甲及び乙いずれの責めにも帰すことができない理由により滅失又は毀損して本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の納付を拒むことができる。

２ 前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの契約保証金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

（特約条項）

第10条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書記載の内容であることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第10条の２ 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、そのことを発見した日から１年以内で、かつ売買物件の引渡日から２年以内に甲に通知したものに限り、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

２ 第10条（特約条項）の内容については、第１項の契約不適合に該当しないものとする。

（禁止用途）

第11条 乙は、本契約締結の日から５年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

２ 乙は、売買物件を、指定期間中、かほく市暴力団排除条例（平成24年かほく市条例第2号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

３ 乙は、指定期間中に、売買物件につき所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用又は収益を目的とする権利を設定しようとするときは、これらに関する契約書に第１項及び前項の趣旨の条件を付さなければならない。

（実地調査等）

第12条 甲は、本契約締結の日から指定期間満了の日までの間前条に定める禁止用途に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２ 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反して売買物件を禁止用途に供し、又は供させたときは、金 〔※売買代金の３割〕 円を違約金として、甲に支払わなければならない。

２ 乙は、正当な理由なく前条第２項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※売買代金の１割〕円を違約金として、甲に支払わなければならない。

３ 前２項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。ただし、乙が第11条第２項に定める義務を履行しないときは、催告をすることを要しないものとする。

（返還金等）

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

２ 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３ 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（乙の原状回復義務）

第16条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２ 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３ 乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（返還金の相殺）

第18条 甲は、第15条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に定める違約金又は前条若しくは第16条第２項に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部または一部と相殺する。

（契約の費用）

第19条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）

第20条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

（裁判の管轄）

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の管轄区域とする金沢地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人　甲　石川県かほく市宇野気ニ８１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　かほく市長　油野　和一郎　　　　　㊞

買受人　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

残存物　一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工種 | 形状寸法 | 単位 | 数量 | 備考 |
| 舗装版取壊工 | アスファルト | ㎡ | ６５１ |  |
| 舗装版運搬工 | 機械積込　 | ㎥ | 　３２．６ |  |
| 処分費 | アスファルト | ｔ | 　７５ |  |
| 側溝撤去 |  | ㎥ | 　　０．１ |  |
| 殻運搬工　　Ｃｏ | 機械積込　 | ㎥ | 　　２．３ |  |
| 処分費 | コンクリート | ｔ | 　　１．３ |  |
| 金属運搬工　グレーチング | 機械積込　 | ㎥ | 　　０．１ |  |
| 処分費 | グレーチング | ㎏ | 　　０．０９ |  |
| 柵撤去工 |  | ｍ | ３９ |  |
| 基礎取壊工 |  | ㎥ | 　　１．３ |  |
| 殻運搬工　　Ｃｏ | 機械積込　 | ㎥ | 　　２．３ |  |
| 処分費　　　Ｃｏ | コンクリート | ｔ | 　　２，９ |  |
| 金属運搬工　鋼管 | 機械積込　 | ㎥ | 　　０．１ |  |
| 処分費 | 鋼管 | ㎏ | 　　０．０９ |  |

|  |
| --- |
| 入札参加申込 |
| ◆入札参加申込期間　令和７年１０月６日（月）から同年１０月１７日（金）まで※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から午後５時まで■受付場所かほく市宇野気ニ８１番地かほく市総務部管財課（かほく市役所北ﾌﾛｱ2階 ℡076-283-1113）持参若しくは郵送（郵送の場合は、１０月１７日必着）※ 参加申込受付後、入札書等の入札に必要な書類を交付します。 |

**⇓**

|  |
| --- |
| 入札保証金の納付 |
| 入札参加申込受付後にかほく市が発行する納入通知書により、入札保証金をかほく市公金取扱機関等で納付してください |

**⇓**

|  |
| --- |
| 入札 |
| ◆入札期間　令和７年１０月２０日（月）から同年１０月２４日（金）まで※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から午後５時まで※持参又は郵送（書留郵便等に限ります。）のいずれかに限ります。※郵送の場合、１０月２４日（必着）とします。■提出書類①入札書【入札書提出用封筒に入れ封かん（糊付け）し、登録印で封印したもの】②入札保証金の領収書の写し【入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）の写】■受付場所かほく市宇野気ニ８１番地かほく市総務部管財課（かほく市役所北ﾌﾛｱ2階 ℡076-283-1113） |

**⇓**

|  |
| --- |
| 開札 |
| ◆開札令和７年１０月２４日（月）　※立会不要、落札者に連絡■会場かほく市宇野気ニ８１番地かほく市総務部管財課（かほく市役所北ﾌﾛｱ2階 ℡076-283-1113） |

**⇓**

|  |
| --- |
| 契約の締結・売買代金の納付等 |
| ◆契約の締結　　　令和７年１１月４日（火）　午後５時１５分まで◆売買代金の納付　売買代金と契約保証金の差額を市が発行する納入通知書により納付■所有権移転登記　売買代金が完納後◆その他　　　　　契約書印紙、登録免許税は、落札者の負担となります。 |